



|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 北海道開進社顛末                                                                          |
| Author(s)        | 高倉, 新一郎                                                                           |
| Citation         | 北海道大學 經濟學研究, 11, 1-27                                                             |
| Issue Date       | 1957                                                                              |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/31027">https://hdl.handle.net/2115/31027</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | 11_P1-27.pdf                                                                      |



# 北海道開進社顛末

高倉新一郎

はしがき  
開進社の設立  
開進社の組織と計画  
事業の進展  
事業の蹉跌  
事業の成績  
結び

## はしがき

明治十一年六月旧名古屋藩主徳川慶勝に対して北海道胆振国山越郡山越内村字遊樂部（ゆらつぷ）（現在八雲町）に百五十万坪の土地が下附され、慶勝は資本金五万円を投じて設立した第十一国立銀行の利子の一部をもつてここに旧臣を移し、その開拓を図つたことは、北海道の拓殖史上に一時代を画したものであつた。<sup>①</sup>

それより以前、北門開拓の使命を帯びた開拓使は遠大な理想の下に、開拓行政の新たな中心地として設けた札幌を中

心として手厚い保護を与えて農民を招き、その開拓を図つたが、その効果が挙らないと見ると、直接保護を止めて専ら既住者の育成に勉める消極策に移り、明治七年屯田兵制度を設けてその復活を図つたが、充分な成績を見るに至らず、民間の自発的拓殖事業も殆んど見るに足るべきものがなかつたのである。<sup>(3)</sup>

また開拓使は拓殖の基礎をなす用地の処分に関しては、封建時代そのままの政策を踏襲し、素地を売却する方針をとり、また兼併をおそれて一人当りの処分面積も著しく制限したのである。<sup>(3)</sup>

ところが、この時を境として、民間企業を以て拓殖を企てる者に対しては、明治五年の「土地売貸規則」「地所規則」等の処分による外、大地積の土地を割渡して開墾させ、成功の暁にはこれを無償付与する方針をとり、間接にこれを奨励する策に出たのである。果して、この事業を先頭に、明治十二年には開進社が設立せられて、全道に亘つて十万町歩の土地の下付を約束して大規模な開拓事業に着手し、十三年には赤心社が日高国浦河郡に、旧山口藩主毛利元徳が後余市郡大江村に、十四年には旧佐賀藩主鍋島直大が石狩国当別村高岡に、旧福岡藩有志によつて企てられた福岡開墾が同じく当別に、十六年には旧金沢藩士の組織する起業社が後志国岩内郡前田村に、伊豆の豪農依田勉三等の組織する晩成社が十勝国帯広村に、何れも大地積の土地の払下げを受けて開墾に着手し、北海道の拓殖に活気を与えただけでなく、後、北海道庁の拓殖政策の基を開き、その成功の口火を切つたのである。

中でも開進社は、新しい株式会社組織をとり、新しい開墾方式と技術をとり入れ、全道五箇所に亘つて約四百町歩を開墾し、二百余戸一千余人の移民を移して、当時としては代表的な大事業として世の注目を集めたのである。残念なことには資金の調達がうまく行かなかつたのと、会社内部の内紛、社長の急逝等によつて、僅か二・三年の活動で事実上事業は停滞し、やがて解散となつてしまつた。そして其の後、この事業について詳細にしたものがない。

私は幸にして更科源藏君の好意により、開進社々長岩橋輶輔の遺稿「開進社顛末」「北海道開進会社創立起源叙ヲ

ス」「北海道開進会社設立申合条件草案」「北海道開進会社事歴大概」「北海道開進会社総人名精査録」「北海道開進会社自(辞)任願末」等を見ることができ、その設立から解散に至る事情をほぼ詳細に知ることができたので、関係諸文献を参考とし、その事業の大概を記して見たいと思うのである。

(1) この詳細については、林善茂、徳川農場発達史(北海道大学経済学研究、五、六号)に詳しい。

(2) 拙著、北海道拓殖史、一一〇～一一一頁。

(3) 拙稿、北海道土地制度史(北海道農地改革史所収)

### 開進社の設立

開進会社は明治十二年八月創立許可を受け、翌年一月から本格的活動に入つた。その創立に至るまでの経過は次の如くである。

明治九年八月五日、大政官布告第百八号をもつて「金録公債証書発行条例」が公布され、従来華士族が封建時代から受けていた秩禄を、その禄高・種類に応じ、一定の割合・額面をもつて、それぞれの決つた種類の公債を交付することによつて廃止することに決つた。これによつて、華士族各自の収入は何れも減少したばかりではなく、経済觀念にうとい彼等は、この公債を売却することによつて濫費し、祖先以来の財産を失つて困窮に陥るおそれがあり、識者は均しくその前途を憂いたのであつた。政府は、このため、即日別に第百九号布告をもつて、追つて指令に及ぶまで、証書の書入・質入並びに売買約定を禁止し、更に八日布達をもつてこれを戒める一方、十日には内務省に授産局を設け、土族の授産・援助・指導に積極的に乗出した。また同月一日には「国立銀行条例」に大改正を加え、これらの公債証書を基として紙幣を発行し得る銀行の設立を許可し、公債の有利化を図ることにしてあつた。

右大臣岩倉具視は、家祿制度を變革する必要を早くから認めていたとはいえ、これを斷行した後は華士族特に自らの率いる華族の生活を心配し、その緩和策を考えていたが、「国立銀行條例」の改正を見るや、この法に則つて一銀行を設立し、以て華族に恒産を与え、高い収入を維持させようとし、柳原前光等に命じてその調査に着手した。この時、當時大藏大丞の地位にあつた和歌山出身の岩橋輶輔なる者がこの制度を詳しく調査していることを大久保利通から聞き、十月下旬輶輔を呼んで糺した後、邸内に創立事務所を設け、翌十年五月二十日資本金一千七百八十二万円余を以て第十五銀行を設立した。輶輔は副支配人としてその發足に尽力した。

岩倉の理想は「上、王室ヲ奉翼シ、下、民ノ表タル」華族の家祿を家産化し、それを不動産として確固たる地位を確保せしめんとするにあつた。第十五銀行は、その設立に當つて、たまたま西南戦争の勃發に際会したので、政府は、未だ發行されない公債を既に發行済のものとして紙幣を發行せしめ、その資本金に對して決められた千六百六十六万余円の發行額中千五百万円を、營業期間二十箇年の間、一箇年五分利を以て借受けて軍費其の他に於て、そのかわり多くの特典を与え、後これ等の資本金を確實な鉄道事業に投入せしめ、その基礎頗る強固なものであつた。ところが岩倉はこれを以て満足せず、その資本を、當時としては最も確實な土地に投資をして置こうと考えていたらしい。そしてそれを北海道の土地に求めたいと思われる。第十五銀行の設立發起人代表であつた徳川慶勝が第十一銀行を設立し、その利子で八雲の開墾を企てたのも、この考えと一脈通じたものがあつたと考えられる。

輶輔の理想は、華士族の別なく金祿公債を出資にあてて一国立銀行を設立するにあり、この点、華族のみを考える岩倉とは違つていたので、第十五銀行の發足を見るや、間もなく副支配人を辞し、士族銀行の設立を企て、明治十一年八月一日第四十四銀行を東京新泉町に開き、自ら頭取となつた。そして翌年四月、支店設立のため北海道に向つた。その時岩倉は輶輔に向つて左の意味のことを語つたという。「余ハ北海道ヲシテ大ニ殖民開發ノ事業ヲ冀図スル

事年アリ。維新以來此言ヲ發シテ已マス。既ニ義弟ハ札幌ニ在テ牧牛ニ従事ス。且曩ニ余カ家ニ雇使スル所ノ宮崎簡亮ヲシテ去年北海道ニ遣リ、今札幌ニ在リ。簡亮ハ余カ信スル所ニシテ、大ニ北海道開墾ニ篤志ノ者ナリ。足下札幌ニ至レハ必ス簡亮ト面識セヨ。余カ北海道開墾ノ方策ハ既ニ簡亮ニ指授セリ。足下北航ノ事ハ必ス簡亮ニ書ヲ以通スヘシ。足下宜シクカヲ北海道開墾ニ用ユヘシ。是国家ノ公益方今ノ急務ナリ」と。

輒輔は北海道に渡リ、予定通り函館・小樽・札幌に第四十四銀行支店を設立したが、岩倉の指令通り札幌に於て高知県人宮崎簡亮と会い、意見の一致を見たので、帰途函館に於て開拓使大書記官時任為基に面会し、開進社設立趣意をのべ、願書に規則草稿を添えて提出した。六月、社則申合条件一万枚を印刷して各地に配布し、賛成者を募つた。また金沢に於て林頭三、長尾助信等の協力者を得た。

八月二十一日に至つて会社創立の許可があり、本局を函館大町に設け、分局を東京深川材木町に、出張所を大阪東区平野町に設け、直ちに活動に入つた。

- (1) 深谷博治著、華士族秩録処分の研究、二五八頁以下。
- (2) 岩橋輒輔、北海道開進会社創立起源ヲ敘ス。
- (3) 大蔵省、明治財政史、第十四編、第五章、明治三六年版、二七五頁以下。
- (4) 岩橋輒輔、北海道開進会社創立起源ヲ敘ス。
- (5) 林頭三は明治六年北海道樺太を旅行し、『北海紀行』の著あり、北海道開拓に志を持っていた。

### 開進社の組織と計画

「開進社設立申合条件草案」によると、開進社の組織及び計画は次の様なものであつた。

先づ營業期間を十五年と予定し、資本金二百萬圓を百圓株二万株として募集する。その資本金はそのまま輒輔の関

係している東京第四十四銀行及び大阪第十三銀行に年利一割を以て満十五箇年間定期予金とし、その利子の半分は株主に配当し、半分を事業費にあてる。それによつて十五年間に約十町歩の土地を開墾する予定を立てた。すると、成功すれば、営業期間の終には株主に対し、元金と共に一株に付五町歩の土地を配当することができると言へた。

株主には自ら開墾地に移住して耕作に従事する所謂自耕者を歓迎した。自耕者が函館に着くと、本局ではこれを迎えて入地に至るまで宿泊せしめ、入地する土地を相談して決め、家屋や農具、生活費等を貸与する。土地の割当は株券にかかわらず、移住者の労力に応じて、初年度一町歩より漸次成功するに従つて割渡し、開墾した土地は営業期間中その者に耕作させる。そして営業期間の終に當つて始めて株券に応じて土地を配分するのである。したがつて、自ら移住せずまた開墾に従事しない株主もあるわけで、規則ではこれを不自耕者と唱えているが、それは株券に対する利子と、営業期間の終に於て元金及び株数に応じた既耕地の配分を受けるのみである。自耕者はその上営業期間が充つるまでの間、自ら耕した土地の収益を獲得することができるわけである。

株券の売買は自由であるが、自耕者にとつては経営資本が減ることになるので、会社はこれに対して金融の途を講じ、なるべく売らない様にし、不自耕者の株は自耕者に対してのみ譲渡することができるとし、若し希望者がない時は一時会社が買つて置くことにした。

其の他会社の運営はすべて「国立銀行条例」に則つて行なうことにした。

組織は一応合理的に組立てられてはいるが、如何にも金融事業家が考えたものらしく、開墾事業の方面には多くの疑問があつた。輻輳は会社設立が認可された十二年八月、「申告条件」に対して疑問となる点数箇条を挙げて説明を試みているが、その中で大きなものは、土地配分法、開墾及び耕作労力の問題であつた。

土地配分法については、一株五町歩の目安で、実際は土地を評価し、上地を得たものはそれより面積を減らし、下

地を得たものはそれより面積を増すことになる」と説明し、自耕者には今迄使つていた土地を中心に配分し、不自耕者にはその余について抽せんで配分することにし、飛地や不整形の土地ができた場合は希望によつて交換分合を行なうが、恐らくは小作地となるであろうことを予想し、営業期間終了後も、会社は必要があれば土地管理会社として継続するであろうことをおわしている。

然し、当時、一戸五町歩の開墾営農は一応考えられてはいたものの、果して農家の家族労力のみで行ない得るかどうかは疑問であつた。だから自耕者の労力だけでは不自耕者の分まで開墾営農し得る見込はすくなかつた。そこで輔は「申合条件」を追加し、不自耕者のためには代耕者を雇入れることにし、「代耕者雇入規則草稿」を作つた。

これによれば、代耕者を二種に分つ。第一類は開墾小作の様なもので、会社営業満期まで入地し、配分された土地を開墾耕作する者である。故に自耕者と同様に家屋・農具等が貸与され、開墾地からの収益を獲ることが出来るが、満期後土地の配分を受ける権利はない。ただ相当の慰労金が与えられるのみである。但し五箇年以内に退去した者はその期間の収獲だけで、慰労金は与えられない。

第二類代耕者は、第一類代耕者が得られない場合臨時に雇入れるもので、第一類代耕者が旅費自弁であるのに対し、旅費実費を支給し、三十日間一日十銭の労賃の試用期間をへて十二銭から三十二銭まで漸次増給して行く。寝食は農場事務所に当る会所で賄ひ、幹部の指揮に従つて働くのである。本当の臨時雇の性格を帯びていた。

然しこれでは安定した労働者を得られないことを考えたのだらう、十三年一月には更に、勤勉で農業に耐え得る者であるが貧乏で株主となれない者を生徒として採用し、保証人を立て、誓約をし、かつ旅費自弁で渡航し、無給で一箇年働くことを条件として、制限利子（年七分）で百円を貸与し、株主となり、自作農となる道を開いた。

また開墾経営方針としては、八月「耕作着手順序」を定めた。

それによると、耕地は一戸当り五町歩とし、なるべく一団地として分割し、その中に家屋を建てる。開墾地は後にも見る通り全道各地に点々と選ばれたが、その開墾地毎に会所を作り、耕作を指導・指揮・監督し、耕作者の厚生を図ることにした。この方式は、後に北海道庁が採用したと同様の方式で、一戸に五町歩を一団地として与える方針を實行したのはこれが最初であつた。当時は屯田兵も、八雲開墾も、仁木村も、一戸一万坪を標準にしていたのである。<sup>(2)</sup>

五町歩を単位に選んだのは、畜力農具の使用を予定したからであつた。但し、当時としては、各戸に役畜を持たせ畜力農具を持たすことは困難だつたので、会所単位にこれを備えて、機械組を置いて運営し、農家を助けた。機械組は研究生または代耕者を以て組織し、一組は役畜一頭と三人よりなり、その中の一人を小頭とし、この命令によつて役畜の飼育・手入並びにその使役等に当るのである。機械組は当然会所に属し、十町歩に付一組位の割で配置し、十組に二人位の割で鍛冶屋を置いて農具の修理や小農具の製造に当らせた。なお機械技術の指導者として、当時開拓使の試験場に附属せしめられた農業伝習科の卒業生を招く予定であつた。機械は当分会社有とし、耕作費は受益者と会社が半分ずつ持つことになつた。

会所には会所役一名、帳場役二名、使丁三名を用途として役員を置き、二十町歩を直営してその費用にあてた。

耕作者は会社の指定した作物を指定した品種で耕作せねばならず、野菜類や豆類は何れも配当地の一割を越えることは許されず、間作も許可を必要とした。会社の指定した作物は麻・小麦・甜菜であり、甜菜は工場近傍に限られていた。共に開拓使の奨励作物であつた。

耕作者はこれらのものを、種子は自弁、肥料農具は貸与を受けて耕作し、収穫は全部会所の倉庫に納入して、会社がこれを買ひ、家屋の賃貸料、農具代の年賦金、肥料代、機械組費用の負担分、貸金利子等を差引いて代金を支払う

仕組であつた。<sup>(3)</sup>

要するに、会社の大規模経営で、農家はそこに働く労働者に過ぎなかつたのである。この点頗るプランテーションに似ていた。

- (1) 「北海道開進会社申合条件中増減節目内則」。
- (2) 拙著、北海道拓殖史、一四四頁。
- (3) 「開進社耕作着手順序草稿」。

## 事業の進展

八月二十一日会社設立の認可を受けると、二十五日、遊樂部の徳川開墾等の例に倣い、左の様な十万町歩の土地の無償下附を出願した。

今般開進会社設立之儀御許可被仰付候ニ就テハ、株主募集等専尽力罷在候。然ル処、耕地代価上納可仕筈ニハ御座候得共、何分新開ノ諸費不容易候。付テハ右代価上納之計算難相整、甚当惑仕候ニ付、近來之御特例に被為照、耕地十萬町歩無代御下附被仰付被成下候様只管奉歎願候。然ル上ハ加入ノ株主共一層ノ力ヲ得、応募募集易相成、万般ノ引立ニモ相成候間、何卒非常ノ御特典ヲ以テ、耕地拾萬町歩無代御下附ノ儀、宜ク御取扱被成下候様伏テ奉懇願候也。

明治十二年八月二十五日

北海道開進会社發起人總代

岩 橋 輒 輔

開拓大書記官時任為基殿



第1表

|           |                                  |            |
|-----------|----------------------------------|------------|
| 明治12年9月出願 |                                  |            |
| 1)        | 渡島国爾志郡乙部村字千代野                    | 185,9400坪  |
| 2)        | 胆振国山越郡長万部村                       | 85,0452    |
| 3)        | 渡島国福島郡知内村                        | 799,5000   |
| 4)        | 渡島国檜山郡鵠村                         | 92,1000    |
| 5)        | 渡島国上磯郡木古内村字爪谷                    | 26,6000    |
| 6)        | 胆振国千歳郡長沼東北馬追山麓                   | 466,5900   |
| 7)        | 石狩国空知郡ホロムイ川千歳川<br>上ハタ張川, 下ハ石狩川ノ間 | 4199,0400  |
| 8)        | 石狩国千歳郡島松駅ヨリ漁村辺ノ川沿                | 933,1200   |
| 9)        | 石狩国雨竜郡雨竜郷石狩川沿                    | 2799,3600  |
| 10)       | 石狩国石狩川志別郷石狩沿                     | 466,5600   |
| 11)       | 後志国岩内郡リヤムナイ上リササコ山麓ニ至ル            | 1166,4000  |
| 12)       | 胆振国有珠郡洞爺湖奥                       | 2799,2600  |
| 13)       | 天塩国留萌郡留萌奥                        | 116,6400   |
| 14)       | 十勝国十勝郡十勝川両傍利別ヨリ下                 | 14929,9200 |
| 15)       | 釧路国釧路郡釧路川両傍                      | 1399,6800  |
| 明治13年2月出願 |                                  |            |
| 16)       | 渡島郡亀田郡下湯川村字寺野                    | 20,0000    |
| 明治13年4月出願 |                                  |            |
| 17)       | 渡島郡亀田郡下湯川村字寺野                    | 10,0000    |
| 明治13年6月出願 |                                  |            |
| 18)       | 後志国岩内郡岩内村の内                      | 450,0000   |
| 19)       | 石狩国石狩郡豊平川篠路迄の間                   | 1500,0000  |
| 20)       | 石狩国石狩郡豊平川千歳川の間                   | 2700,0000  |
| 21)       | 石狩国空知郡千歳川より幌向川の間(再出)             | 2100,0000  |
| 22)       | 石狩国空知郡幌向川より石狩川上流                 | 2100,0000  |
| 23)       | 石狩国石狩川北沿岸                        | 1500,0000  |
| 24)       | 石狩国札幌郡戸川添                        | 36,0000    |
| 明治13年8月出願 |                                  |            |
| 25)       | 渡島郡亀田郡下湯川村旧拝借地(再出)               | 23,0768    |
| 明治13年8月出願 |                                  |            |
| 26)       | 渡島国爾志郡乙部村支小川村                    | 37,0000    |
| 明治13年5月出願 |                                  |            |
| 27)       | 渡島国爾志郡鮎川村黒部村西村                   | 137,2221   |
| 28)       | 渡島国爾志郡小茂内村                       | 15,0000    |
| 29)       | 渡島郡亀田郡軍川村                        | 90,0000    |
| 30)       | 渡島国都野郡野田追領野田ノ沢                   | 120,0000   |
| 明治14年6月出願 |                                  |            |
| 31)       | 石狩国石狩郡花畔村                        | 600,0000   |
| 32)       | 石狩国札幌郡手稲村                        | 600,0000   |
| 33)       | 石狩国江別村                           | 600,0000   |
| 34)       | 石狩国札幌村                           | 246,0000   |
| 35)       | 石狩国篠路村                           | 255,0000   |
| 36)       | 後志国歌楽郡作開村                        | 50,0000    |
| 37)       | 後志国寿都郡湯川村                        | 80,0000    |
| 38)       | 渡島郡都野郡鹿部村                        | 50,0000    |

先ず家屋六棟を建築し、耕牛二十一頭、耕馬四頭、新墾墾十五組、ハロウ四挺を備え、生徒四十余名を機械組とし社員及び教授九名が七重勸業試験場農業現術卒業生三名の協力を得て指導し、更に同試験場から牛馬を借り、新しい農業法の実習をしながら七十町歩を開墾してしまつた。

同時に北海道の目ぼしい土地を選んで順次出願し、明治十四年七月までに三十八箇所、その面積十四万四千町歩に及んだ。即ち次の通りである。

重複もあるが、当時開墾可能な原野の大部分を占めている。然しこの中で着手許可を受けたものは前述の下湯川村のもの外、明治十三年三月渡島国爾志郡乙部村千代野<sup>やとへ</sup>六十五万二千二十七坪、続いて同村支小川村に三十七万坪合計百二万二千二十七坪、同年同月胆振国山越郡長万部村字紋別に百一万六千四百一十一坪、翌二十四年六月亀田郡軍川村に九十万坪、同九月札幌郡手稲村に六百万坪で、その外に十四年七月後志国岩内郡発足村堀株川北岸に千五百町歩の内諾を得ただけである。

社では乙部村に第二会所、長万部村に第三会所、発足村に第四会所、手稲村に第五会所を置き、軍川には第一会所出張所を設けて開墾に努めた。各会所には何れも家屋を建て、会所役・帳場・耕夫・耕馬・耕牛を配置してそれに当らせた。

第二年目の明治十三年に着手した第二、第三会所はひたすらに開墾に力を入れ、播種は試作に止め、適期を失した所にはハローを二回程かけて雑草防止のため播種し、牛馬飼料の茎稈を得ることで満足する方針で、第二会所に於いて約三十四町歩、第三会所に於て約三十三町歩を開墾した。七月に至つて岩内郡発足村の着手が許されたので、林頭三の計画で、九月、農業生徒及び耕夫数名を率いて、器械牛馬を伴ない、露営しながら所々に排水溝を掘り、降雪までに十六町歩余の耕地を得た。更に第一会所に於いて隣接地の貸付を受け、十六町歩余の耕地を得たので、この年の開墾は百町歩余に及んだ。播種面積は試作の域を脱せず、その数、数十種に及び、收穫は、開墾地として当然の事ながら、播種適期を失し、或は鳥や鳥の害を受け、或は放牧馬に荒され、また麻・蘆粟の如きは風害を被り、全体としては好結果を得なかつたが、一定面積を試験地として特に管理を綿密にした所では意外の收穫があり、その収益一反歩八円四十七銭九厘に達した。<sup>(一)</sup>

第三年度の十四年には、既墾地を維持せねばならないが、自耕者を充分に得られなかつたので、第一会所だけを試験

場として直営し、他には三重・岡山・広島・和歌山其の他の各県から農民を募り、借地人として入地せしめた。即ち「設立申合条件」による第一種代耕者に當る。また後にいう資本の關係もあつて、開墾の会社直営も止めて新墾組と称する組を設け、それに耕牛・機械・家屋等を貸与し、一町歩十五円を以て請負開墾させることになった。<sup>6)</sup>なお現業生徒を士族子弟から募り、新しい農業を修業させる制度を設け、第一会所をその実習場とした。これらの制度の改正により、十四年五月「設立申合条件」を改正し、「改正申合条件」を定め、「貸地約束条件」「士族少年現業生徒取立規則」等を作つてその方針を示した。

貸与地は借地人に対し荒起しの状態で貸与され、借地人はこれを熟畑化するのであつた。熟地を渡す時はその入費だけ借地人の負担とした。家族を挙げて北海道に送籍移住する農業経験者を特に優遇したが、借地人は十人一組とし、その中から組頭・差添役を選び、会社に対する義務を連帯で負うことになつてゐた。会社の貸地はこの組に対して行なわれ、一組当り三十町歩即ち一戸当三町歩を配当した。期間は会社営業期間であるが、若し会社が管理機関として永続する時は更に期間を延長する。即ち「約束ヲ破り、規則ヲ犯シ、或ハ怠惰ニシテ地所荒蕪ナラシムル」等借地人の不都合のない限り永続を原則としたのである。借地料は收穫の十分の二。当時地租は免除されていたが、地租がかかる様になればその半分を加えることにした。家畜・農具・機械・炊具・寝具・肥料等は全部借地人の自弁とするが、持たないものに対しては会社が一時貸付け、收穫から差引くことにした。その他米噲等も貸与するが、貸金は耕作上直接必要なものに限つた。家畜を貸与する場合は飼料・畜舎は自弁として一箇年原価の五分の二の借料を支払い、器械類の貸与は一日原価の二百分の一、夜具・炊具は一日三百六十分の一、家屋は同じく千四百四十分の一の借料と決め、飯米・肥料代等は一日一円に付四毛余の利子をとることになつてゐた。貸与はすべて組連帯とし、損傷は組合が弁償せねばならなかつた。また凶災にあつた場合も貸与が行なわれた。貸付品は米噲・肥料を除き、若し希望なら一箇年

一割五分の利子をかけ三箇年乃至五年賦で売渡の途も講じた。借地料・賃借料・返済金等を確保するために收穫品は自由に売捌くことを許されなかつた。なお耕作については、一定期間食費は会社持、一箇月に一円の手当を支給して本社で訓練する制度をとり、畜力による洋式経営を奨励した。これで見ると、借地人は組によつて連帯責任を負わされ、素手で農業に従事することはできたが、会社から物品を借りるとその借料は高く、そのために收穫物さえ自由に処分し得ず、会社都合によつて何時でも止めさせらる一方、借財を完納しなければ止めることも譲り渡すこともできない普通の開墾小作人であつた。<sup>(7)</sup>新墾組は、耕牛・機械・家屋等を開進社から借り、組頭四名、墾夫数十名をもつて一町歩十五円で開進社の土地を請負開墾しようとするもので、千葉県農商務省牧羊場を卒業した玉井駿吉が主としてこれに當ることになつたが、病を以て急死した。然し、組頭役がこれにかわつて仕事を遂行して行つた。<sup>(8)</sup>

士族少年現業生徒は、輟輔が、当時士族の失業者が多くしかも困窮しているのを見てこれを帰農させようと思つても成年者は旧慣を脱することができず、これを賤業視して成功は困難である。因つて少年士族を移して農事を教え、永年の計を建てさせようと、十四年七月企てたものである。資格者は満十四歳以上二十歳以下の士族の子弟で、壮健で確實な保証人のある者。一等から九等に分け、食費並びに一箇月五十銭を支給される九等生徒から漸次上つて食費及び一箇月五円を給せられる一等生徒至り、三等になると、給与の中の三割を返済するという条件で利子一割二分をもつて会社の株一株を買う金を借りて自耕者の資格を得ることができる。進級は年三回の試験の結果行なわれるのである。生徒は、現業科として農具の扱い方、家畜飼育法、耕種法、藁工品・麻・藍・澱粉製法等を習う外、工事科として大工・鍛冶・屋根葺・柚・木挽・桶工等を学び、学科として習字・算術・測量・製表・化学・理学・機械学・獣医学の大意、歴史・経済・修身等を教えることになつてゐた。募集人員は差当り二百人とし、そのために第一会所内の陸軍射的場拝借地十萬坪余を実習場にあて、耕牛十頭、耕馬五頭、農具・書籍・家屋等を用意した。<sup>(9)</sup>こうして十四

年七月までには更に第一会所に於いて約十七町歩、第二会所に於いて約三十八町歩、第三会所に於いて約十町歩、第四会所に於いて約十三町歩の開墾地を得、更に六月からは手稲村に第五会所を、軍川に第一会所出張所を設け、第一会所出張所では約五町歩の開墾を終つていた。従つてこの年の開墾地積は七月までに約八十三町歩となり、合計約二百四十五町歩の開墾地を持つことになつた。<sup>(10)</sup>

殊に第一会所は試験地として会社が最も力を入れたので、当時北海道模範開墾地の一つに数えられ、十四年八月明治天皇北海道行幸に際し随行された有栖川宮熾仁親王が天皇名代として御來臨になり、金百円を賜うてその功勞を賞された程であつた。明治十四年七月の人員は社員・耕夫の外、移住者第二会所四十七戸百四十四人、第三会所十九戸四十四人、第四会所十七戸五十八人、計八十三戸二百四十六人を数えている。<sup>(11)</sup> なお第五会所には十一月徳島県から借地人九戸三十六名が入地した。

なお開拓使事業報告により十四年末の成績を示せば第二表となる。

- (1) 岩橋徹輔遺稿、開進社願末。
- (2) 岩橋徹輔遺稿、北海道開進会社事歴大概。
- (3) 札幌県治類典により補正。
- (4) 開拓使事業報告、第二編、七八頁。
- (5) 北海道開進会社事歴大概。
- (6) 開進社新墾着手ノ順序(御巡幸奉呈書類)。
- (7) 「開進社貸地約束条件」。
- (8) 開進社新墾着手ノ順序及び開進社願末。
- (9) 「士族、少年現業生徒取立ノ規則草稿」。
- (10) 開進社願末。
- (11) 北海道開進会社事歴大概。

第 2 表

|         | 総 地 積<br>(町) | 開墾地積<br>(町) | 播 種 面 積<br>(町)               | 社員  | 耕 夫              | 犁夫  | 農 夫                       | 耕馬 | 耕牛 | 農 具                         | 建物             |
|---------|--------------|-------------|------------------------------|-----|------------------|-----|---------------------------|----|----|-----------------------------|----------------|
| 第 一 会 所 | 110,2518     | 101,9128    | 13年度 50,1317<br>14年度 69,4015 | 4   | 60 { 男 56<br>女 4 |     |                           | 18 | 4  | { 新墾犁 10<br>再墾犁 5<br>ハロー 7  | 10③            |
| 第 二 会 所 | 338,8011     | 73,2419     | 13年度 18,7320<br>14年度 70,0000 | 7   | 18 { 男 15<br>女 3 | 18  | 35戸<br>135 { 男 78<br>女 57 | 14 | 25 | { 新墾犁 10<br>再墾犁 13<br>ハロー 7 | 42④            |
| 第 三 会 所 | 338,8011     | 48,5312     | 13年度 24,5619<br>14年度 34,0000 | 5   | 18 { 男 12<br>女 1 | 6   | 31戸<br>48 { 男 30<br>女 18  | 9  | 12 | { 新墾犁 8<br>再墾犁 8<br>ハロー 9   | 28⑤            |
| 第一会所出張所 | ?            | 4,9519      | 8401                         | 2   | 11 { 男 11<br>女 2 | 3   |                           | —  | 10 | { 新墾犁 4<br>ハロー 2            | 3⑥             |
| 第 四 会 所 | 1499,9922    | 48,4801     | 16,6625                      | 20① |                  |     | 42戸<br>159 { 男 92<br>女 67 | 19 | 36 | 432                         | 建物 49<br>住宅 42 |
| 第 五 会 所 | 587,0000     | 20,0000     | ?                            | 6   |                  | 24② | 19人                       | 7  | 20 | 228                         | ?              |

① この中に耕夫・犁夫も入つていると思われる。

② 生 徒。

③ 会所 1, 生徒舎 1, 雇夫舎 1, 厩 1, 牛舎 1, 秣納屋 1, 収納舎 3, 器械庫 1。

④ 会所 1, 板庫 1, 器械庫 1, 牛馬舎 1, 収穫納屋 1, 漬物小屋 1, 雇夫舎 1, 貸地人家屋 35。

⑤ 会所 1, 板庫 1, 牛馬舎 1, 収穫納屋 1, 飼料舎 1, 納屋 2, 貸地人家屋 19, 出張所 2。

⑥ 出張所 1, 耕夫舎 1, 器械庫 1。

## 事業の蹉跌

こうして、未曾有の大計画をもつて幾多の新発案を試みつつ進んだ開進社の事業も、明治十四年を事業の最盛期として蹉跌し、十五年には全く解散するの止むなきに至つた。

その原因は、後にも述べる通り一にして止らないが、その主原因は資金の欠乏であつた。

開進社は資金として二百万円の株式を募集することは「設立申合条件」に明示したところであつたが、実はこれを岩倉具視を通じて第十五銀行から融通を受けることになつてゐた。

即ち開進社はもともと岩倉具視の発案に出て、岩橋輶輔はその意を体し、岩倉が紹介した、同じく岩倉の意をふくんだ宮崎と相談の上発足したものである。そして輶輔の手記によれば、明治十三年開拓使より十万町歩無償付与の指令を受けて事業に着手する段階に至つて、二月十一日岩倉に資金の相談をした。岩倉は華族の族長会議にはかつた結果、三月九日輶輔を呼んで、資本金二百万円は華族一同で支出することを言明した。ところが、それが実行されず、遂に十一月下旬に到り、二百万円は調達し兼ねるから差しづめ五十万円を下附しようということになつた。しかもそれすら遂に実現を見なかつたのである。岩倉等は「資本金二百万円保存ノ方法ハ開拓長官ト協議」して決めるつもりでいたのだが、開拓使では遂に見込が立たなかつたのではないかと思われる。即ち、明治二十九年宮崎簡亮の談によれば、「時に第十五銀行は政府へ千五百万円の貸金あり、其内二百万円を銀行に戻し、其金利一割として一箇年二十万円となる。内五分を配当し、五分を開拓に支出し、一箇年十万円、十五年百五十万円を以て其開墾の目的を達せんとせり。然るに開拓使にては、暗に其金を利用せんとせしや、又一会社に取扱はしむるを不安心に思ふてにや、其金を預らんと言出し、彼是する内に華族は稍々不安の心を抱き、続て時の大藏卿（大隈重信―引用者註）辞職して佐野氏

(佐野常民―引用者)之れに代り、又朝鮮事變ありて金の支出を拒んだ<sup>(3)</sup>のだという。これは開進社にとつて大打撃だつた。大規模な事業を開始したが、集つた資本金は僅々五万数千円に過ぎなかつたからである。

二百万円支出の約束が五十万円となつたと聞いた轍輔は大いに驚き、十四年四月「設立申合条件」を改正し、五十万円は既に開拓使から許可を得たものとして残百五十万円を公募することにし、資金は開拓使に預けて年一割の利子を得、開拓使監督の下に予定通りの事業を遂行することとし、また直営事業を縮少し、請負開墾、小作経営に転換して経費の節約を図り、農地管理会社としての色彩を濃くして会社の信用を高めようとした。そして開拓使に三十万円の融通を請うて断わられると、株式募集に力を注いだ。明治十四年七月「北海道開進社株式引受組合規定書」を作つて赤心社が既に実行していつた様に月一元という零細金を積立てて、営業満期に一株を獲得できる途を開いたり、八月「開進会社規則大意摘書」なるビラを配つたりした。士族少年現業生徒の募集計画も、明治十五年七月札幌県勸業課農務係上野正の報告には、「此学校創立ノ趣意ヲ案スルニ、窮士族維持方ハ政府ニ於テモ余程注意セラルル場合ナレハ、此士族少年現業場ト有之上ニ窮ノ字ヲ揚ケサル許リノ標札ト想像セラレシ。社長岩橋ノ深キ計画アル事ト被存候」とあつて、こうした事業によつて当局の関心を深め、格段の援助を得ようとする、開進社窮状打開策の一つであつたことが想像される。十五年一月開拓使が廢止になると全くたのみの綱が切れてしまつた。

然し株式の公募も思わしからず、僅かに五万八千円を得たに過ぎないのに、経費はすでに十六万をこえ、更に利子がついて、最後には二十三万五千円、利子だけでも年々二千三百余円を要することになつた。幹事等はこれを憂いて明治十五年三月社長に献策して農商務省にすがり、品川農商務大輔(弥次郎)の斡旋で、第十三銀行に預けてあつた開進社株券を担保に、緊ぎ資金を借りようとした。ところが轍輔は株券を挙げて第十三銀行の負債七万円の償却にあててしまつた。第十三銀行は大阪の鴻池善右衛門の出資になる国立銀行で、その設立に當つて、轍輔が顧問の様な地位

でこれを助けたので、銀行では常に轍輔を援助し、岩橋もまたこれに迷惑をかけることを欲しなかつたのである。<sup>(3)</sup>そして自らの設立した第四十四銀行からは既に十四年一月手が切れていた。第四十四銀行には十六万円程の負債が残っていたのである。しかも第四十四銀行は事業振わず第三銀行に合併になることになつていたが、この負債が片付かなければ合併ができない窮地に立つた。轍輔は、明治十二年久留米開墾社を組織して福島県安積に開墾を試み成功した森尾茂助を代理人にして收拾を図つたが、遂に、轍輔と共に開進社を組織して十四年北海道知内村に知内牧畜会社を設立経営していた福井の素封家山田慎の斡旋により、

一、第十三銀行鴻池善次郎及び第三銀行から開進社が借用していた金に対しては、開進社の資産を挙げてこれを抵当にすること。

二、第四十四銀行の負債については岩橋がその解決に当り、開進社には迷惑をかけないこと。

三、株券は全部岩橋の責任で、明治十四年中は年五分、十五年一月より六月三十日迄は年一割の利子を附して株主に返済すること。

に決り、明治十五年七月三十日、轍輔は開進社々長の地位に退いた。<sup>(4)</sup>そして翌年七月病を以て急逝した。

十一月下湯川村・軍川・乙部村・(第一・第二会所)は東京の人で第十三銀行の關係者松村両平に譲渡され、第三銀行及び第十三銀行の負債は解決し、開進社の幹事達はなお残株七十三株、株主四十六名(株金高四千九百二十円)をもつて、宮崎簡亮を社長として第三・第四・第五会所の開墾経営に務めたが、其の後十六年十月長万部の土地も山田慎に譲渡し、其の他の地も支えることが出来ず、明治十七年四月十六日解散の止むなきに至つた。

(1) 北海道開進会社創立起源ヲ敘ス。

(2) 明治二十八年、河野常吉聞書。

(3) 明治十五年七月、轍輔が鴻池善次郎の側近に宛てた手紙（「北海道開進社自任顚末」所載）には次の文言があり、轍輔と鴻池との關係を示している。

小生区々ノ身ヲ以先年來非常ノ御恩遇ヲ奉蒙、仍テハ御家御為筋ノ儀何分ノ尽力仕度精神ニテ幾ニ遘來社失敗ノ為御損失相成甚恐縮ノ至ニ被、存何卒右弁償ノ事共被相成方法建言致度存込、去ル明治九年ノ頃ヨリ国立銀行御創設ノ儀及御勸奨候処、幸ニ御採用之有リ、第十三国立銀行御創設ノ儀御開業相成候。然ルニ善右工門様御所勞中ニ付不肖小生へ御代理委任狀御付与有之、月々々々御鄭重ノ御手当被下置、誠心冥加至極難有仕合奉存候。偏ニ何ノ微動モ無之優俸拝戴罷在候儀心中不相安、何卒一分ノ力相尽シ世上ノ公益相開候ハバ、随ツテ小生ノ權利モ相加エ、暗ニ幾分ノ御便利相成申度赤心ニテ、第四十四国立銀行及北海道開進会社創設仕……」（下略）

(4) 北海道開進社自任顚末。

## 事業の成績

今、明治十五年の開進社の事業結果を会所別に見ると第三表となる。これによれば、会社は約四百町歩の土地を開墾し、二百五十五戸千三十八人の農家を入地させたことになる。

然し、事業に着手してから僅かに三年である。耕地は未だ開墾したとはいへ熟畑化しては居らず、農家もただ入地したというに止まり、極めて不安定なものであつた。而して其の後の管理もよろしくなかつたので、開墾地はむしろ減少し、農家も退去する者がすくなくなかつた。

会社が最も力を入れ、事業の模範場とし、最も早く成功した第一会所管下の下湯川村字寺野・蕨野でも、総地積百三町、悉く既墾地として地券が交付されたに拘らず、十六年度作付面積は八十三町二段二畝にすぎず、農民は十五年七月入地したばかりで、九月までは開進会社に於て飯米を貸与していたが、十月からは自家の収穫で自活することになったため、家は其の後建て増されてどうにか与えられたが、約束が違ふといつて退去した者二戸、幹部が退去せ

第 3 表

| 面積<br>(町) | 内既墾地      | 戸数<br>(戸)              | 人<br>(人)   | 数 家 屋<br>(戸)      | 耕<br>馬  | 耕<br>犂                 |
|-----------|-----------|------------------------|------------|-------------------|---------|------------------------|
| 第一会所      | 103.25.18 | 103.25.18              | 43         | 203 {男115<br>女88} | 25 (22) | 19 {1<br>19 {牡18<br>牝1 |
| 同出張所      | 300.00.00 | 13.17.18               | 4          | 11                |         |                        |
| 第二会所      | 347.00.27 | 63.16.15               | 54         | 218 {男125<br>女93} | 72 (62) | 15 {牡12<br>牝1          |
| 第三会所      | 335.47.01 | 75.23.21               | 42         | 179               |         | 16                     |
| 第四会所      | 150.00.00 | 99.71.01               | 71         | 381               |         | 6                      |
| 第五会所      | 567.00.00 | 44.50.00<br>(13.33.10) | 11<br>(10) | 46<br>(47)        | 41 (14) | 10<br>7                |
| 計         | 399.04.13 | 225                    | 1038       |                   |         |                        |

- 準考 (1) 第一・第二会所の分は明治16年品川農商務大輔が北海道巡回の節、命により函館県が作成した松村両平墾地の形況中15年買受の時の表による。  
 (2) 第三・第四・第五会所の分は北海道開進社雑表による (15年現在)。但し第五会所については明治15年6月調査の石狩国札幌郡下手稲村字輕川開進社第五会所一覧表があり、数少しく異なる。今 ( ) 内に之を示す。

しめた者二戸があり、軍川の出張所は耕作を放棄してそこにあつた三戸を会所元に移しても、なお一戸の減少を見、経営は次の如く、十六年は旱害で思わしからず、十七年は冷害にたたかれ、地主は生活費の融通をしたにかかわらず、「農事の余暇には漁家の雇夫となり、或は薪炭其の他の物質を運搬し以て生活の助けとなす」<sup>(1)</sup> 困窮をつづけ、十八年には耕地二十町歩戸数十七戸に減じてしまつた。<sup>(2)</sup>  
 今明治十六年の実況を挙げると次の如くである。<sup>(3)</sup>

|            |                |                    |
|------------|----------------|--------------------|
| 戸数         | 三四戸            | 一九五人 (男一〇九人・女八六人)  |
| 家屋         | 三九棟            | (会所板蔵各一棟、借地人小屋二七棟) |
| 耕馬         | 一六頭            | 牝一 牡一五             |
| 農具         | 再墾プラオ 七挺 (二挺増) | 撒播機 二              |
|            | 木製ハロー 七組       | 丸砥石 一              |
|            | 畦立プラオ 一挺       | サイズ (大鎌) 二         |
|            | コルターハロー 一挺     | 小農具 二八             |
|            | 二頭引櫓 四台        | ソルキープラオ一挺 (増加)     |
|            | 馬車 三台          |                    |
|            | 麻馬具 一六組        |                    |
| 職員 一名      |                |                    |
| 一箇年経費 三六〇円 | 其の他入用毎に東京より送金  |                    |

北海道開進社願末 高倉

| 作付反別及び収量、反当収量 |        | 収量           | 反当収量    |
|---------------|--------|--------------|---------|
| 大豆            | 一五・八五町 | 七九・二五石       | 〇・五〇石   |
| 小豆            | 一四・五〇  | 四三・五〇石       | 〇・三〇石   |
| 稗             | 一〇・九八  | 一二・二七四石      | 一・一二石   |
| 粟             | 五・七五   | 四七・三六石       | 〇・八二石   |
| 西洋小麦          | 二・七五   | 三二・四〇石       | 一・一八石   |
| 麻             | 二・九八   | 二〇・八・六〇〇貫    | 七・〇〇〇貫  |
| ソバ            | 五・九八   | 四一・八七石       | 七・〇〇石   |
| 馬鈴薯           | 五・八五   | 一一〇俵         | 一・九俵    |
| 藍             | 一・二七   | 二七九・四〇〇貫(青葉) | 二二・〇〇〇貫 |
| 小藍            | 九三     | 八・三七石        | 〇・九〇石   |
| 甘藍            | 三・一二   | 三七・四四〇箇      | 一二・〇〇箇  |
| 大根            | 五・四三   | 八一・四五〇本      | 一五〇本    |
| 甜菜            | 七・九五   |              |         |
| 計             | 八三・二一  |              |         |

下湯川村よりもおそく開けた乙部村は、備後国福山、安芸国広島、加賀国金沢等から移民五十数戸を入地せしめたが、明治十六年末には三十七戸百六十三人、十八年末には二十五戸に減少し、耕地も六十七町七反六畝余から四十町歩に減じてしまった。その理由は、十八年の函館県調査によれば、「素ヨリ士族輩ナレバ、勤勉農ヲ操ルモノナク、濫惰ニ日ヲ消過シ、所謂其日暮シノ生計ニシテ、敢テ明日ノ衣食ヲ懸念スルモノナシ。爾來他ニ離散シ、現今二十八戸、人口百六十四人、内男百人、女六十四人。其生計ノ如キハ甚ダ貧困ニシテ、耕作物ヲ以テ僅カニ冬春ノ間ノ食餌ヲ支フルニ過ギズ。目下鯨魚ノ白子ヲ乾スルカシ鰯ヲ編成シ、之ヲ売出シ、辛シテ其日ノ米塩ヲ購入シ、凍飢ヲ免レ得

ルノ実況ナリ。畢竟情怠ニシテ農業ヲ勉メサルヨリ、自ラ貧困ノ境ニ悲歎スルノミ。」とし、対策としては、「非常ノ決斷ヲ以テ勤惰ヲ査シ、惰夫ヲ追放シ、勤者ヲ勤誘シテ、業ヲ励マシムル」か、「更ニ能登、越中其他山間僻境ノ淳朴ノ民ヲ移ス」か、何れかにありとしている。当時既墾地三十四町八反四畝七歩は既に地券を下附されていたが、移民等はこれを抵当に松村両平から六百五十円の融通を受け、更に松村から農場を譲受けた兵庫県川辺郡大和田村の人生沢源十郎から家屋を抵当として金を借り、開進会社から渡された農具も大部分破損若しくは売却して、二頭曳再墾ブラウ・馬具・ハロー五組が役に立つばかり、鎌や鋤も役に立たない有様、建物も、農家のものは堀立の草屋にすぎなかつたが、何れも破損し、馬を持つ者は四戸、五頭に過ぎなかつた。結局農家としての基礎を持つたものは四戸に過ぎなかつたのである。

長万部はもつとひどかつた。開進社は四十二戸の農家は入れたことになっているが、十六年には二十三戸九十八人（男五十七人、女四十一人）、播種面積も十七町三段四畝歩にすぎなくなり、<sup>(5)</sup>十八年には耕地面積は五十七町歩を数えているが、農家は十四戸に過ぎなくなつて<sup>(5)</sup>いる。

第四会所と呼ばれた発足村の状況は詳しい報告が残されていない。ただ既に挙げた「開拓使事業報告」によれば、十四年末に農夫四十二戸四十八町余の開墾地があり、「明年五月ヲ期シ広島及高知二県ヨリ移住ヲ約スル者二百余名アリト云」と報ぜられ、村尾元長著「増訂北海道要覧」には、十六年五月の実況として既に墾地九十九町七反、移住農家七十八戸三百八十一人、牛十二、馬十四とあるのを見れば、それが実現されたことを察するだけである。第五会所は更に少なく、既墾地は十三町余、農家は十戸四十七人に減じている。共にその設立は新しく、会社が行詰つた時は事業に着手したばかりであり、且つ本社とは離れていたもので、その打撃は大きかつた。明治十五年夏早くも資金難を来し、移民は糧食を断たれて、主任から札幌県宛に救助米の貸与を願出る有様、<sup>(6)</sup>会社が第三会所までを負債償還にあ

てて手放した後も、残った株主はこの両者に望をかけて、或は政府に援助を願出<sup>(7)</sup>て、或は貸付地全部の無償下附を歎願したが、札幌県では、遂に、「迎テモ会社後來事業ヲ盛大ニ舉行スル能ハサルハ明瞭ナルノミナラス、仮渡シタル地所ヲ等閑ニ致置候等ノ事ハ実ニ不都合」故、開墾した部分に対しては地券を下附することにし、他の部分に対しては貸与を取消さざるを得なかつた。手稲村は殆んど形跡が残らなかつたが、岩内の方は其の後明治二十五年「北海之殖産」通信には「旧開進社第四会所を本社字ワラビタイに設け、高知・広島両県の民四十余戸を移し、本社の保護に依りて忽ち数百町歩を開墾せり。爾後諸国の移民相踵て來任し、今や鬱蒼たる密林は變して田圃となり……戸数百八十有余鬱として村落を成し……將來多望の地となれりと。」報ぜられてゐる。<sup>(10)</sup>

- (1) 明治十五年開進会社ヨリ買受タル地所及ビ現在品調、牧野太政官書記官江差出書類原稿（明治十七年）による。
- (2) 河野常吉調書による。
- (3) (1)に同じ。
- (4) 牧野太政官書記官に差出書類原稿（明治十七年）による。
- (5) 河野常吉調書による。
- (6) 明治十五年九月二十六日岩内古宇郡長より札幌県令宛、「開進会社之儀ニ付上書」。
- (7) 明治十五年八月二十二日林、長尾、宮崎三人農商務卿宛、「北海道開墾資金拝借之儀ニ付歎願」。
- (8) 明治十七年四月十四日宮崎簡亮より札幌県令宛、「地所之儀ニ付歎願」。
- (9) 札幌県治類典。
- (10) 北海之殖産、三六号、二五頁。

## 結　　び

以上入手できるだけの資料によつて、北海道における最初の大規模開拓企業である開進社の顚末をのべた。それは

当時の我國の重大問題であつた、(一)國立銀行制度、(二)華士授産、(三)北海道開拓の三つを捕え、それを結合し、当時の権力を利用して企てられた事業であつた。それは株式組織をとつたことに於て、それより一年前に着手された八雲の徳川開墾と異なり、其の後につづいた、同じ目的の赤心社、後志興農社、上ノ国村共同社、札幌開成社等の先驅をなすものであつた。新しく造成された資本が自己を保存し増殖するためこの方面へ流入して来たものである。然し、何れよりはるかに大規模であり、計画からいえば多くの新しい試みをふくんでいた。その結果は前述の通りで、完全な失敗だつたといつてもよからう。

その原因は、

(一)、第一に会社の財政の行詰りである。凡そ開墾に當つては、着手よりすくなくとも數箇年は最も多くの費用を経続的に投下せねばならない。ところが開進社は着手後三年目に早くも財政的行詰りに直面し、四年目には放棄せざる得ない状態になつた。岩内・手稲の如きは二箇年目に早くも危機に直面した。而もその後を引継いだ者も全くの誠意がなく、若しくは熱意があつても力が足りなかつた。これでは成功の仕様がなない。財政的行詰りは、岩橋社長の手記によれば岩倉具視の食言にあるが、岩橋が余りに政府当局に依頼し過ぎたことが原因である。折角近代的な組織を考えながらこれを実現しようとはせず、従らに岩倉の好意にたよつて時を失つたことは、結果から見て、ただ事業のために政府資金を引出す一つの手段にすぎなかつたかの觀がある。當時としては株式によつて必要な資金を集めることは未だ困難で、こうせざるを得なかつたのであらう。

(二)、然し、この事業の失敗を財政の故のみに歸することは出来ない。計画もまた甚だ粗末であつた。即ち、事業の対象となつた土地は何れも良い土地とはいえなかつた。下湯川の土地は函館に近く、氣候的にも經濟的にもやや恵まれて地味も左程悪いとはいえないが、丘陵地帯で水に乏しく、畑作しか出来ず、しかも旱害のおそれがあつた。乙部・岩

内は氣候が比較的良好、經濟的にも、中心となる乙部村・岩内村が当時漁場として相當に榮えていたので、當時としては左程悪いところではなかつたが、地味は全体として良好とはいひ得ない所であつた。殊に岩内村は砂地が多く、山麓が肥沃であつたが、十四年十月「社費ヲ以テ直チニ岩内ニ通スル一里全新道ヲ開キ、稍運輸ノ便ヲ得タリ。新道亦凡五町余ノ湿地アリ。馬車通シ難シ。漸次修築ヲ期ス。」といつた有様だつた。長万部村の紋別は濃霧地帯に属し、今日でも農業不振地であり、市場を遠く離れて便判な地とはいえず、手稲村は經濟的に有望の地であつたが、地味が悪く湿地が多かつた。當時、未だ占有されない未開地が豊富に存在したのに、何故こうした土地を選んだかについては、地味よりもむしろ交通的位置を重視したためで、交通上良い土地で大規模事業に適する土地としては、こうした土地しか残されていなかったものであらう。今一つは機械開墾に適するよう無立木地を選んだのではないかと思う。会社が無償付与を願ひ、開拓使がそのために比較的劣等地を割渡したと考えられないこともないが、多くの開墾地が未だ当局の許可を受けない以前に着手され後に許可になつてゐることを見れば、必ずしもそうだとはいえないようである。

三、入地者を士族にしたことも失敗の一因だつたといわれている。この例は乙部村で見だが、幹事林頭三も、後に、「応募ノ移住者ハ士族十中八ニ居ル。是本社ノ目的トスル処士族ノ授産ヲ主トセシニ因テナリ。而シテ後本社失敗ノ原因モ亦一ニ此ニ存ス」とのべている。

四、組織や運営に於てもまた多くの欠陥があつた。資金の見通しの失敗はともかくとして、實際に資金が得られたとしても、計画としては不用意で多くの欠点があり、記すること詳細であり目新らしいことが多いだけ紙上計画の色が濃く、実行に當つて様々な手違を生じた。あれだけの大事業を、広い範圍に亘つて小量づつ分散して実施したことも、各部分の責任が明らかでないだけ失費が多く、効果の挙らないおそれがあつた。事業にとつて打撃だつた内紛もこのことに関連がある。殊に開墾地の維持方法に対して確固とした方針を持たずむしろ輕視してゐたことなども挙げ

られると思う。

要するにこの事業は、明治維新後造出された資本が、未だ充分に其投資対象を見出し得ないままに、その生み出された故郷に戻つて安定化と自己増殖を図ろうとしたもので、形こそ新しい株式会社組織や機械技術を入れてはいるがその本質は、新田開発に投資した商人資本と何の変わりもなかつたのである。採用された新技術も、ただ開墾耕耘に畜力農具を用いただけで、その後の経営には及ばなかつた。

なお開進社に關係した人の中林頼三は明治十六年十一月、函館県御用係に採用され、翌年十二月久遠外郡長に任ぜられたのを始め、増毛外五郡長、札幌外八郡長兼札幌区長、上川支庁長、根室支庁長を歴任し、北海道の地方開発のために尽力し、殊に久遠外三郡長時代には、此の地方の漁民が鯨漁のみにたよりその凶漁にあうや食糧にも困窮するのを見て、馬鈴薯耕作を奨励し、「薯郡長」という異名をとつた。宮崎簡亮は、大正の初頃、北見国下湧別村村長を勤めていたが、大正三年、岩崎男爵家が北見国宗谷郡猿払村に八千四十五町歩（内農耕適地三千町歩）の土地を譲受け拓北農場と称して開墾経営に着手するや、農場管理人に選ばれ、湧別から耕夫・馬を雇い、東京より大農具を購入して自ら入地し、着手したが、幾許もなく病を得て没した。また、轅輔の息岩橋謹次郎は父の志をつぎ北海道開拓を研究し、明治二十四年、北海道開拓は保護政策を排し、自由開拓、随意移住に任すべきを主張した「北海道開拓新論」なる著書を公にした。開進社の事業は失敗したが、その志は長く残つたといえるかも知れない。

- (1) 大蔵省、開拓使事業報告、第二編、七八頁。
- (2) 林頼三著、北海誌料、三頁。
- (3) 北海道庁編、北海道名字彙による。
- (4) 北海道庁、殖民公報、九四号、「北見の拓北農場」による。
- (5) 新撰北海道史、第四卷、二六五—九頁。